

議案第 88 号

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、職員の旅費に関する条例の改正に伴い、
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項後段中「第15条第2号及び第3号」を「第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項」に改め、同条第3項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費及び宿泊費」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。